

酪農学園大学における公的研究費等の不正防止計画

2026年4月1日

酪農学園大学

酪農学園大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（令和3年2月1日改正））及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）並びに酪農学園大学研究費等取扱規程に基づき、本学における公的研究費等の不正使用を防止するため、不正防止計画を定め、適正かつ効果的な運営に努めていきます。

1. 組織内の責任体制の明確化

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
責任者の責任と権限が不明確である。	責任体系を以下の通りとし、周知徹底を行う。 最高管理責任者（学長） <ul style="list-style-type: none">・大学全体の統括、公的研究費の運営・管理についての最終責任者。・基本方針を策定し、必要な措置を実施する。・統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ適切な指示を行う。 統括管理責任者（事務局長（担当）） <ul style="list-style-type: none">・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について大学全体を統括する責任者。・具体的施策を策定し、コンプライアンス推進責任者又は担当部署等に指示を行う。 コンプライアンス推進責任者（学生サポートセンター長） <ul style="list-style-type: none">・統括管理責任者の下、公的研究費の運営・管理について各研究科、各学群を統括する責任者。・コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、誓約書、修了証の提出を求める。また、具体策の実施、研修の受講管理・指導、モニタリング・改善指導、状況報告を行う。 コンプライアンス推進副責任者（研究科長・学群長） <ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス推進責任者の下、本学の学群、学類及び研究科等における研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者。 通報窓口（内部監査室） <ul style="list-style-type: none">・研究不正行為等が疑われる事案発生時に通報する窓口。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の適正執行のために内部監査及び改善指導を行う。 <p>相談窓口（研究支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の事務処理等に関する相談窓口。内部監査室と連携して研究不正行為事案に対応する。
管理責任者の交代等により責任・権限の認識が不足し、責任の範囲等が曖昧になりやすい。また、時間経過に伴い、責任意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の交代時には、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署及び担当者による説明を行い、責任・権限を理解する。 ・責任体系を本学ホームページで学内外に公開し、各会議や研修等を通じて意識向上のための啓発を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関する理解が進まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等による説明又は個別相談により適正な運用の徹底を図る。また、関係規程及び会計事務の手引きを改めて広く周知する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員に対して、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスの意識を向上させる。 ・公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、誓約書の提出を求める。 ・本学の登録業者に対してコンプライアンス教育を実施し、誓約書の提出を求める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
予算執行時期又は購入業者に偏りがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に予算の執行状況を確認し、研究者へ通知を行う。また、利用している購入業者の偏りが見られる場合は、研究者へ事情を聴取する。
不正防止計画が適切に見直されていなく、周知が不足している。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画を定期的に見直し、メール、HP、各会議等で周知徹底する。

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
予算執行計画・予算執行管理に対する意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の計画的執行について定期的に注意喚起を行い、予算執行状況を通知して意識向上を図る。
不正防止計画が適切に見直されていなく、周知が不足している。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画を定期的に見直し、メール、HP、各会議等で周知徹底する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
情報発信・共有化が十分に行われず、誤った理解に基づいたルールを運用される可能性がある。	・構成員を対象とした研修会等により、情報共有や説明を十分に行う。また、個別相談を行いやすい環境を整える。
通報窓口・相談窓口に関する周知が不徹底である。	・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく本学の責任体制図を本学ホームページで学内外に公表し、周知徹底を図る。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
予期せぬ不正が発生したり、モニタリングが形骸化してしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査室は理事長の直轄的な組織として、競争的研究費やその他の研究費についての運営・管理に関する構成員の職務及び財務・会計等の監査を実施する。 ・あらかじめ不正が発生するリスク要因を把握してモニタリング対象の範囲や優先度を決め、書面調査及び聞き取り調査を行う等、効果的なモニタリングを実施する。

7. 2026年度啓発活動実施計画

実施時期・実施内容	
4月	評議会及び教職員向け学内メールにて周知
4月	科研費予算執行説明会にて周知
7月	教職員向け学内メールにて周知
11月	農食環境学群・獣医学群教授会にて周知
1月	教職員向け学内メールにて周知
随時	コンプライアンス教育・研究倫理教育実施時及びポスター掲示等にて周知